

◎ 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）による改正後の規定）

（船舶法等の適用除外）

第百九条 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定は、自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下この条から第百十一条までにおいて同じ。）及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶として製造されるもの（水陸両用車両を含む。以下この項、第百十一条の二及び第百十一条の三において「装備移転船舶」という。）については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶及び装備移転船舶については、適用があるものとする。

2 （略）

（装備移転船舶についての技術上の基準）

第百十一条の二 防衛大臣は、装備移転船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を定めなければならない。

（検査）

第百十一条の三 装備移転船舶は、前条の技術上の基準に適合するかどうかについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の検査を受け、かつ、これに合格したものでなければ、航行の用に供してはならない。